

第6回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録

会議名	第6回 白井市障害者計画等策定委員会		
開催日時	令和7年11月19日(水)午後1時00分～午後2時30分		
出席委員 (11人)	鈴木委員 入江委員 高柳委員 大森委員	合崎委員 飯ヶ谷委員 黒澤委員 宮崎委員	福岡委員 吉武委員 原田委員
事務局(7人)	石田障害福祉課長、工藤係長、浦尾係長、浅見、関、秋濱		
傍聴者	なし		

1. 開会

●事務局

それでは、第6回白井市障害者計画等策定委員会を開会します。

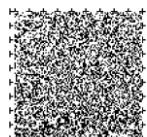
2. 委員長挨拶

○鈴木委員長

こんにちは。鈴木です。今日は今シーズン一番の冷え込みでしたね。この地区はとうに霜が降りたりしているのですが、この会議もやる度に暑くないですかとか、水分を取ってくださいといった心配から始めていましたが、寒いですねという話からするような時期になってまいりました。今回の議題はすでにご案内していますが、白井市障害者計画素案についてということで、こちらに1時間ちょっと時間を取って、事務局からの説明と質疑応答を行います。その後に今後実施されるパブリックコメントについて、説明と質疑で10分。最後にその他で、今後のスケジュール、あとは情報提供ということで事務局から話があります。閉会は定刻2時30分を目指して進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○合崎副委員長

皆さんこんにちは。お昼時にもかかわらずご参加をいただきまして、本当に御礼申し上げます。私ども、先日から弊学の学生と白井市の交流、あるいは協働ということで、障がいに関わる様々なイベント、もしくはボランティア活動を実施しています。こういった活動も皆様に知っていただきたく、また本日も活発な議論を期待しまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。



●事務局

ありがとうございました。では、続きまして会議に入ります。議事の進行は、鈴木委員長にお願いします。

3. 議題

(1) 「白井市障害者計画」素案について

○鈴木委員長

それでは議題に入ります。委員の皆様には、活発な議論と議事の円滑な運営にご協力をお願いいたします。では議題(1)、白井市障害者計画素案についてです。計画素案については、前回会議以降2回にわたり資料が送付されていると思います。さらに本日修正の入った資料が皆様のお手元に配布されていると思います。本会議はパブリックコメント前最後の会議となりますので、委員の皆様にはその内容の最終的な確認をお願いしたいと思います。事務局より説明をお願いします。

●事務局

事務局より、資料1の説明があった。

●事務局（コンサルタント）

コンサルタントより、資料1－2の説明があった。

○鈴木委員長

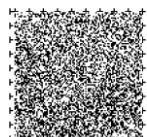
ただいまの事務局からの報告に対して、この後25分程度を目処に質疑応答を行いたいと思います。事前意見については資料の通りですので、ご確認をお願いします。ご意見をいただいた各委員から補足、その他ご意見のある方がいらっしゃいましたらお願ひいたします。

○委員

今のコンサルタントからのご説明ですが、これを作る時も大変だったのだろうなと思います。31ページの成果指標の(2)のご説明の中で、差別を受けた人考える人の割合ということで、10%以上減らすと目標達成が難しくなるのでこの数字にしたということでした。そういった目標設定の仕方では、手段と目的が逆になるのではないか。10%を達成するために数字を作るのではなくて、数字を作って、どうやってそれを達成するのかということを市として考えるべきだと思います。ぜひ数字を再考していただきたいと思います。

●事務局（コンサルタント）

ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。



○委員

資料37ページ、18番の障がい者理解の推進についての意見です。職員の研修ということがうたっていますが、職員の中だけで止めておくのはもったいないなと思います。市民の方に広げていただけるとありがたいです。職員の皆さんには忙しい思いをさせるかもしれません、検討をお願いします。

●事務局

今のご意見、ごもっともだと思います。18番としては、情報の発信のくくりに入っていること也有って、職員、及び教職員を対象として、市民向けの通知などにもバリアフリーを意識したものにしてもらいたいという意味でも、ここに含んでいるものです。なので、市民向けですか、障がいの理解のための講座というところは、障害福祉課としても取り組んでいくところではあります。

○委員

実際に研修を受けた職員が講師になって、市民向けの講座をやっているのですか。

●事務局

今現在あるのは、研修を受けた職員が講師となって、新たに理解を広げていくという形ではありません。今後、そういった形での開催も検討できればとは思います。

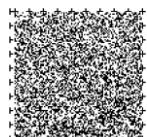
○鈴木委員長

市の職員とか学校の先生が学んだことを広めていただきたいというご要望を含めたご意見ですね。他にいかがでしょうか。

○委員

成果指標のところについては、もう少しロジックを固めた方がいいのかなと思います。今現在値が令和6年で、目標値が令和14年ですので、8年後に60%、90%、マイナス10%を目指すのはわかりますが、その過程がわかりにくいです。各単年でまずはどんな上がり幅をしていくことを目指すのかを検討をいただくのがいいのではないかと思います。

あとは補足資料でもいいのですが、こういった率というのは、分母が減ると達成できるんですね。恐らくここに出てる委員の方は皆さん、サービスを受けることでQOLが向上するというのが数字と実際がリンクしているということが望ましいと思いますから、そのあたりは考慮された方がいいかなと思います。あとは障がい児のところが、この資料だけだと障がい児からの回答か、障がい児の親御さんからの回答になるのかが読み取れないので、記載すると齟齬が防げると思います。



●事務局（コンサルタント）

おっしゃる通り、障がい児については保護者の意見ですから、本人の意見ではない点について、説明を付け加えます。ロジックということについては、今日は数字だけを記載してしまったので、もう少し丁寧な説明をしていきたいと思います。他の委員からの意見も含めつつ、目標値については調整します。

○鈴木委員長

成果指標は1番も2番も(1)(2)の下に書いてあって、(1)は福祉サービスを受けて、生活の質が向上したと考える人の割合を上げましょうということですね。(2)は障がい者との交流・意見交換等の活動を進める、障がいのことをさらに知っていただきて、割合を低下させることをみんなでやりましょうということですね。他にいかがでしょうか。

○委員

成果指標の(1)で、委員長がおっしゃったように、福祉サービスを受けることでという前書きが付いているのですが、基幹相談支援センターで仕事をしている中で、福祉サービスにつながらない人たちもたくさんいます。今回の障害者計画は、サービスに限った計画ではなく、障がいのある方の計画だと思うのですが、サービスにつながらない人たちが孤立して分断されてという状況の中で、その方たちの生活の質の向上をどうやって考えていくのか、大事なことだと思います。サービスを受けていない人たちが除外されるということのないよう、検討してもらいたいです。

○鈴木委員長

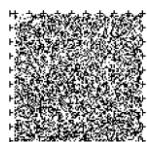
これに関しては、ご意見ということで承るということでよろしいですね。

○委員

成果指標のところで、障がい児の現在値が他の障がいのある方よりも圧倒的に高いなと感じています。私も数年前に白井市内に引っ越してきたのですが、療育とか小さい子どもの早期療育にすごく力を入れているなと感じています。福祉サービスを受けることで今までよりもさらに質が向上するということは、放課後デイサービスの充実とか児童発達支援の施設が増えてくるとか、そういうことも考えて令和14年に90%になると予測しているのでしょうか。

●事務局

今8割弱のところを9割の方のQOLが上がっていると感じていただけるよう、全ての事業で尽くしていきたいという目標値です。



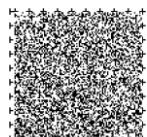
○委員

放課後デイサービスについて私も子どもが探している最中です。数が少なく、もう空きがないということが結構あります。空いている新規に開設した場所など、見学に行きますが、送迎の場所にも地域差があります。例えば、桜台は中心部からは離れているので、送迎がなく、自分で選ぶというよりも、来てくださるところを選ぶ感じになっています。また、桜台だと印西市が近いので、印西市の事業所に見学に行く方もいますが、印西市もいっぱいなので、距離は近くても送迎を断られたり、利用する放課後デイサービスを見つける難しさを感じています。

いろいろな保護者から、発達に不安があるので理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など専門の先生とつながってみたいという話を聞きます。就学すると発達センターが使えなくなり、いろいろなところを探して、専門職がいるところに利用希望者が集中し混み合って入れなくなる問題があることを、実際に自分が体験してみて感じています。放課後デイサービスの施設が増えて、必要な子が必要な時に利用できるようになっていけばいいと思います。

○鈴木委員長

30ページの重点施策の(3)、障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくりということで、地域活動支援センターの記載を入れていただきました。安心して住み慣れた地域で暮らせる前提として、精神障がいの方で孤立を感じている方がいることを踏まえ、地域活動支援センターが重要になるのではないかと思います。地域生活活動拠点は、例えば入所・入院をしていた人が、その地域で生活するために使うシステムとか場所で、今すでに住んでいる人の孤立を和らげるためのものではないと思います。今回の計画で、孤立が解消されるための資源と、地域生活支援拠点が目指すことも取り組むことは異なるため、結局孤立の解消につながらないのではと懸念していましたので、修正されていて良かったと思います。地域生活支援拠点について、詳しい委員から補足していただけますか。



○委員

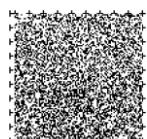
地域生活支援拠点ですが、白井市では平成31年から整備をして設置済みです。地域にはいろいろな福祉事業所がそれぞれ機能しています。例えば緊急の時の対応や人材育成であったり、精神科病院だったり、入所施設からの地域移行、地域定着などを行っています。地域生活支援拠点は、何かあった時に緊急で対応するところなのですが、様々な機能がその中には含まれていて、拠点という言葉で大きな建物を想像しがちですが、地域で小さいものが面的に集まって、取り組む形をとっています。箱があっても動かす人がいないと機能しないので、基幹相談支援センターの中にコーディネーターが今年度から配置されました。先月も2回ほど研修をやったり、登録をしていただけるように地域を回ったりとか、いろいろなことをしている最中です。

○鈴木委員長

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

●事務局

地域生活支援拠点の実態については今委員がおっしゃった通りです。目的としては、住み慣れた地域で生活を送るためには、何かあった時にどうしたらいいのか、ということのシステム作りがあることによって、日常の生活の安心につながるというイメージです。



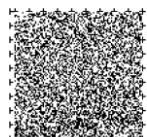
○委員

30ページ下段の重点施策についてですが、災害時に安全に避難ができる体制整備と、安心して暮らすための防犯体制整備を進めます、の中で、災害時に安全に避難できる体制整備ということがうたわれています。前回の策定委員会の時も話したと思いますが、現在危機管理課の方から災害時要支援者名簿というものが、手挙げ方式ですが、市からアンケート用紙が来て、それで何らかの支援をしてほしい人、ということで作成されています。その中で、今民生委員や、希望のあった防災会には要支援の名簿が配られています。国から努力義務として、地域に孤立支援の体制を整備が挙げられています。非常に少数ですが、地域でこのような体制を住民が作っているところもあります。

数年前のテレビ番組で、知的障がいのある体格のいい方を地域で支援するために非常に多くの方が自治会館で支援体制の会議をして、実際の訓練でリヤカーにその方を乗せて何人の人がリヤカーを引き、そばを見守りながら避難場所へお連れするといったドキュメンタリーもありました。このように障がいのある方お一人を支援することにおいても、非常に多くの人が必要とされていますので、努力義務ですが、災害時の支援に対して、もっと地域力を高めて、住民が何とかしないといけないと思います。警察も消防署も、災害時にすぐに支援をしてくれるわけではないですし、市役所の職員だって限られた人数の中でそんな支援が簡単にできるとは思えません。より一層地域力を高めないと、こうした方々を災害時に安全に支援することができないですよという啓発や周知を行うことも必要だと感じました。

●事務局

意見はごもっともです。我々も危機管理課や防災の担当課等、何かあった時にコアメンバーとなるような課と共有して、一般の避難訓練にも障がいのある方がいることが当たり前であったり、自治会でも準備の中で障がいのある方がいることを事前に把握すること等を課同士でも共有して広げていきたいと思います。



○鈴木委員長

先日、麗澤大学で合崎副委員長が受け持っている自主ゼミの企画でその時は精神障がいのある人の防災とか災害時の避難生活についての講座がありました。その中で、精神障がいなので配慮してほしいと申し出ることは抵抗感やリスクがあり難しいという話がありました。それと、先ほどの別の委員の意見で、本当はサービスが必要なのに受けていない人などもいる中で、どの範囲までの人を障がいのある人と見るのがも、難しいなと思いました。

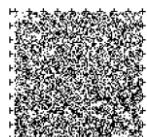
○合崎副委員長

私どもも、障がいに関する専門的な専攻科ではないのですが、科の学生が災害時に周囲を巻き込んで融合していくことが非常に大切なことだと思っています。支援してくれる人の数が限られている中で、一般市民がどれだけコミットしていけるかが重要だと思っています。そこで私、本学でただ1人の専門なのですが、特段関心がない学生にも何とか関心を持ってもらおうという取り組みをしていまして、先般もイベントをさせていただきました。

関心がある人はいいのですが、関心のない人は恐らく障害福祉課のホームページにもあまりアクセスをすることもないですし、情報を得ることも少ないので、広報の活動のあり方を自分たちも考えないといけないと思っている次第です。

○委員

30ページの(3)の一番上ですが、地域活動支援センターのところで、先ほど意見があつたように、孤立の解消だったり、居場所というところで、地域活動支援センターの後に“等”という表現をぜひ入れていただきたいと思います。地域活動支援センターにつながる人はいいのですが、つながらない方たちの孤立の解消だったりとか、居場所を作るというところに関して、要望的な観点も含めてやっていかないといけないと常に思っています。ぜひここに“等”と一言を入れていただけだと、柔軟性が出ると思います。



○鈴木委員長

地域活動支援センターに限った話ではないですからね。

ではそろそろよろしいでしょうか。では、この場でいただいた意見を踏まえて多少修正をして、その内容で概ね決定ということで、パブリックコメントに臨むということにできればと思いますがよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。ありがとうございます。それでは今日の意見を踏まえて、修正を入れますが、大きな修正はなかったということでおよろしいですね。

(2) パブリックコメントの実施等について

○鈴木委員長

続いて、議題(2)のパブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

事務局からパブリックコメントについての説明があった。

○委員

パブリックコメントについては、毎回集まる意見が少なく、他の委員会で我々委員もパブリックコメントを出したらどうかと言われたことがあるのですが。今のお話では、我々は出せないということなのですか。

●事務局

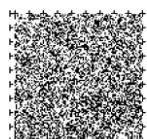
基本的には、委員会に所属する方は、こちらの会でご意見を出していただいたものを反映しております。

○鈴木委員長

パブリックコメントをやると言っても、数が全然そろわないというところについて、今回実施するにあたって意見をいただくための方策などはあるのですか。

●事務局

他の計画では、しば電子申請は利用しないとのことだったのですが、私どもは前回のパブリックコメント実施時にできるだけ広く意見が採れる形を取るようご意見をいただいて、しば電子申請を入れたところなので、他の計画についても利用するよう促しています。意見を提出していただける方は市内在住の方以外にも、在勤の方や市内に事業所がある法人の方、市内の団体の方やいろいろな関係の方が出していただけます。ぜひ広く、委員の皆様からもお声掛けをいただければと思います。しば電子申請を使えば簡単にできますので、よろしくお願ひします。12月の広報に記事が載りますのでご確認ください。



○委員

千葉市の子どもの計画は大学生たちも含め、多くの人からのパブリックコメントが来て、さばききれないほどだったようです。障害者計画なので、当事者のご意見が一番大事なので、ぜひ当事者の方から意見をいただけるよう周知をしていただければと思います。

●事務局

そのようにできるよう方法を検討します。

○鈴木委員長

当事者の意見ですね。地域自立支援協議会の委員なども通じて、事業所の代表の方などがいらっしゃれば、ご自身の事業所の利用者に働き掛けを促すことは問題ないですよね。広く意見を求めるることは、委員の皆さんにどんどんとやっていただきたいと思います。

(3) その他

○鈴木委員長

では議題(3)その他です。事務局から説明をお願いします。

●事務局

事務局から資料4、資料5の説明があった。

○委員

民間移管ということは、ボランティア的な要素も取り入れていくということですか。

●事務局

今運営している指定管理者制度というものから、完全な民間事業者による自主運営になります。民間事業者がご自身の財源で運営する形になります。

○委員

単純に考えると、そこには当然資金・金銭的な問題があり、現状で指定管理者がやっているサービス以上のものが民間移管で実現できるのか心配です。

●事務局

おっしゃる通りです。現在指定管理を行っている社会福祉法人フラットと協議をしているのですが、福祉サービスを継続して運営するにあたって、建物の有償譲渡、土地の貸与ということで、金銭的な負担もかかりますので、売却価格ですとか、貸与の価格については来年度以降ですが、市の方で検討しつつ、適正な運営につとめられるよう、進めていきたいと考えています。

3. 閉会

○鈴木委員長

では、本日予定していた案件は全て終了しました。事務局にお戻しします。

●事務局

委員長、議事の進行をありがとうございました。では以上をもちまして第6回白井市障害者計画等策定委員会を終了します。

以上

